



第3次草津市みどりの基本計画

ひと・まち・みどりの魅力空間都市

～みんなですすめる ガーデンシティくさつ～



2021年9月
草津市

表紙写真の出典

右側上段 草津川跡地公園（区間5）（de愛ひろば＜季節：夏＞）

右側中段 くさつ景観百選（ロクハ公園ジャブジャブ小川＜季節：夏＞）

右側下段 草津市立水生植物公園みずの森（花影の池＜季節：夏～秋＞）

左側下段 南草津駅東山道記念公園（草津市ガーデニングサークル“グラッシー”の活動風景＜季節：春＞）

目次

はじめに

第1章 この計画について 1

第2章 草津市のみどりの現況と課題 9

2-1. 草津市の概況 9

2-2. 草津市のみどりの現況 10

2-3. 地域や市民のみどりに関わる活動の状況 17

2-4. みどりに関する市民の意識 22

2-5. みどりに関する課題の整理 36

第3章 将来像と方針 41

3-1. 将来像 41

3-2. 基本理念 41

3-3. 達成目標 42

3-4. 基本方針 44

第4章 具体的な施策と進行管理 51

4-1. 施策の体系 51

4-2. 施策の内容 53

4-3. 施策をすすめるにあたって 69

4-4. 施策の進行管理について 76

第5章 資料編 78

5-1. 策定の経緯 78

5-2. 市民意識調査の自由意見（概要） 79

5-3. 計画書に使用した写真の撮影位置 85

5-4. くさつ景観百選の写真一覧 88

5-5. 関連データ・資料 91

5-6. 用語解説 99

5-7. 草津市緑の基本計画策定委員会 委員名簿 107

はじめに



私たちが住む草津市は、琵琶湖という大きな自然環境とその周辺に広がる田園地帯などの豊かなみどりに恵まれるとともに、JR草津駅・JR南草津駅周辺を中心として市街地が広がっており、この市街地に流れる河川や大小の公園などは、市民生活にうるおいをもたらしています。

また、現在でも都市化が進み、人口が増加していることに伴い、都市空間の緑や近年では田園地帯における開発等によりまして、農地などの緑が年々減少しており、ますます緑の大切さが重要になってきています。

さらに、近年、新型コロナウイルス感染症の影響により、人々のライフスタイルが大きく変化している中、公園等のオープンスペースとしてのみどりは、憩いややすらぎが得られる場として、その重要性が再認識されているところです。

このような状況を踏まえ、「第6次草津市総合計画」や「草津市都市計画マスタープラン」を上位計画として、令和3年度以降の本市の公園整備や緑化の推進などに関する施策を総合的にすすめるため、「第3次草津しみどりの基本計画」を策定しました。

本計画においては、花とみどりがいっぱいの魅力空間都市をつくり、市民、企業、行政などが協働して、その良好な環境を育て、有効につかうとともに、現在あるみどりをまもり、すべての生きものが暮らしやすく、持続可能なくらしを実現することを市の将来像とし、「ガーデンシティくさつ」の取組を通じて、健幸都市づくりを推しすすめ、誰もが幸せを感じられるまちをつくりあげることを目指しております。

結びに、本計画策定にあたりまして、アンケート調査に御協力いただきました市民の皆様や、本計画策定に御尽力を賜りました草津市緑の基本計画策定委員会委員の皆様をはじめ、多くの関係者の皆様に心からお礼申し上げます。

令和3年9月

草津市長 橋川 渉



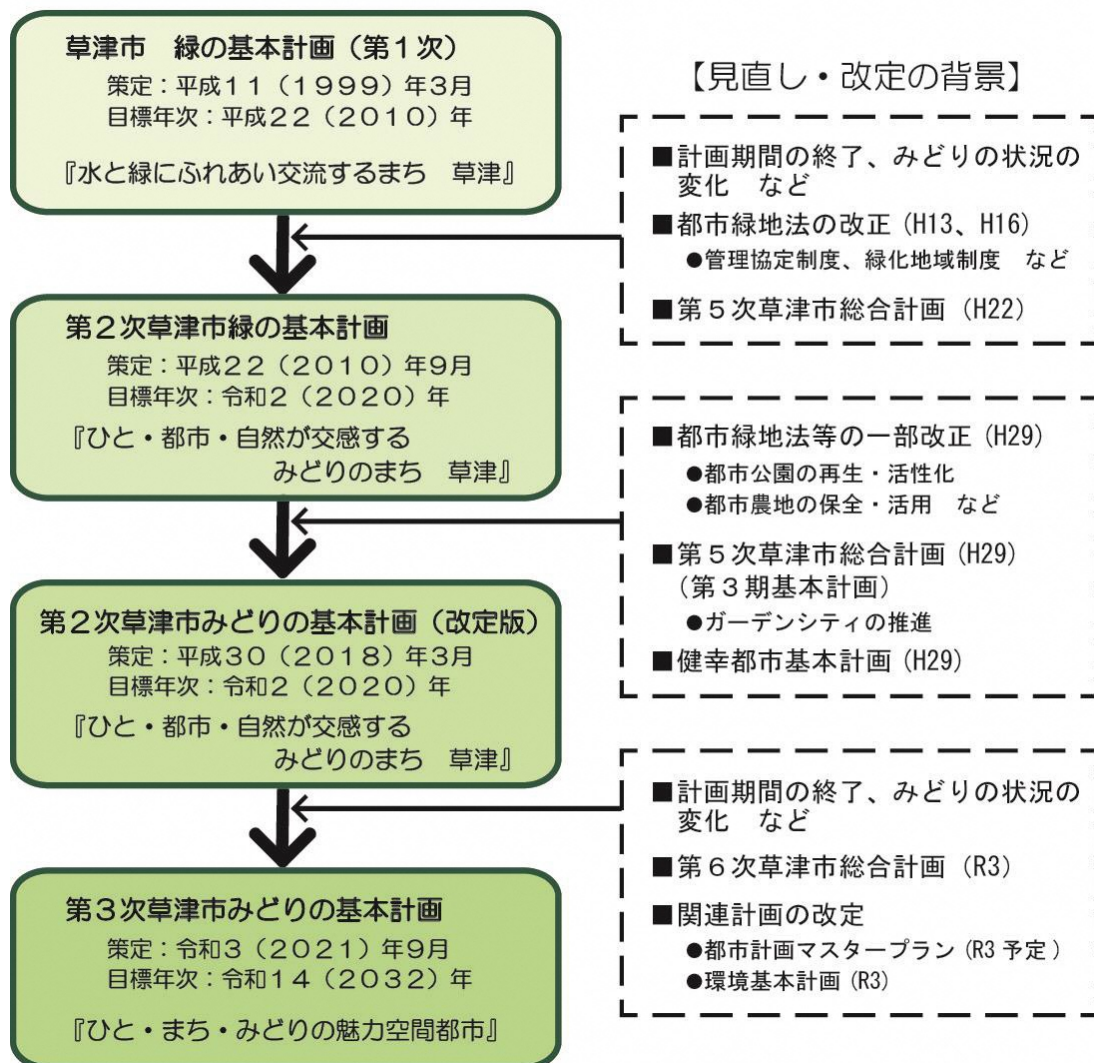
第 1 章 この計画について

(1) 計画策定の趣旨・背景

「緑の基本計画」は、都市緑地法第4条に基づき、行政（草津市）が長期的な視野に立って、みどりやオープンスペースなどの将来像や目標を定める基本計画です。草津市では、平成11（1999）年3月に「草津市緑の基本計画」（第1次計画）を策定し、その後、図1の流れで第2次計画の策定、および改定を行ってきました。

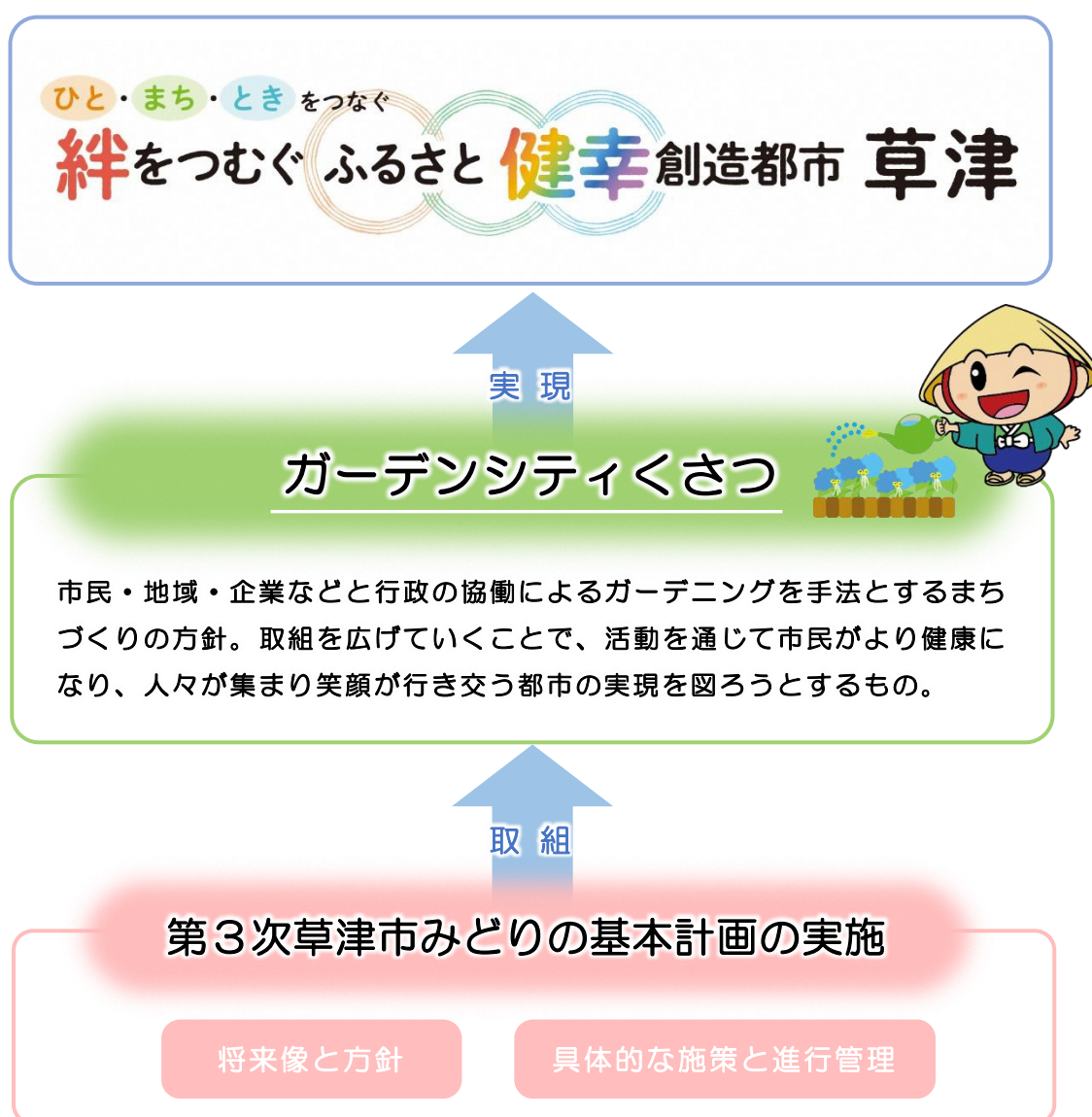
第2次草津市みどりの基本計画（改定版）は、令和2（2020）年度までを計画期間としており、計画に基づいて「健幸都市づくり」に貢献する公園整備や「ガーデンシティくさつ」の推進を図ってきましたが、第6次草津市総合計画などの上位・関連計画の策定にあわせ、改めて現状の住民意向や課題を整理したうえで、令和3年度以降の公園整備や緑化の推進などに関する施策を総合的にすすめるため、第3次草津市みどりの基本計画（以下、「本計画」という。）を策定することとなりました。

図1 みどりの基本計画改定の流れ
【緑の基本計画の策定経過】



本計画は、令和 3（2021）年以降の草津市の「みどり」の将来像や目標を定め、それを実現するための方針や必要な施策を明らかにすることにより、市民や地域団体、企業、行政などが連携し、協働でみどりのまちづくりをすすめるための共通の土台となります。また、本計画の取組を実施していくことにより、「ガーデンシティくさつの実現」をめざします。「ガーデンシティくさつ」に向けた取組をすすめることにより、第6次草津市総合計画で描く「ひと・まち・ときをつなぐ 絆をつむぐ ふるさと 健幸創造都市 草津」につなげます。

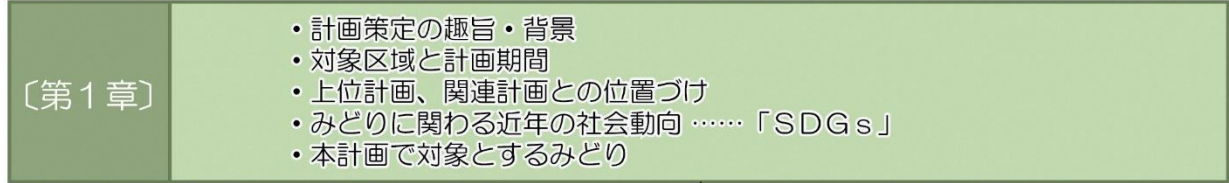
図2 本計画と第6次草津市総合計画とのつながりのイメージ



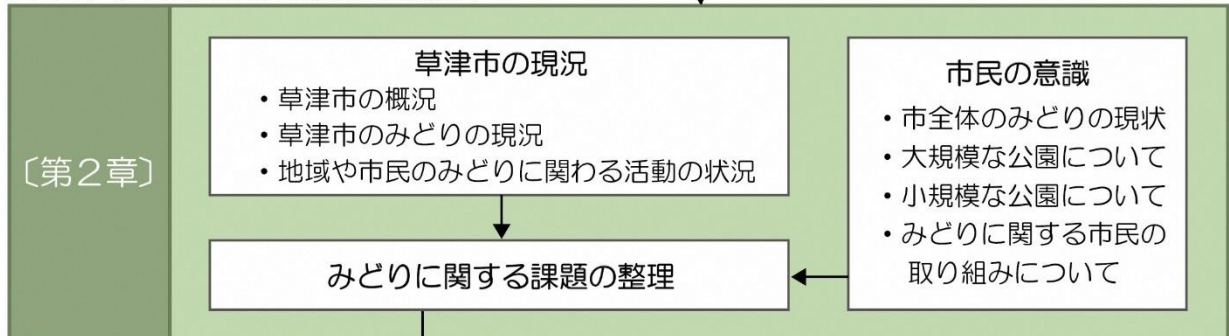
(2) 計画の構成

本計画の構成は以下に示す通りです。

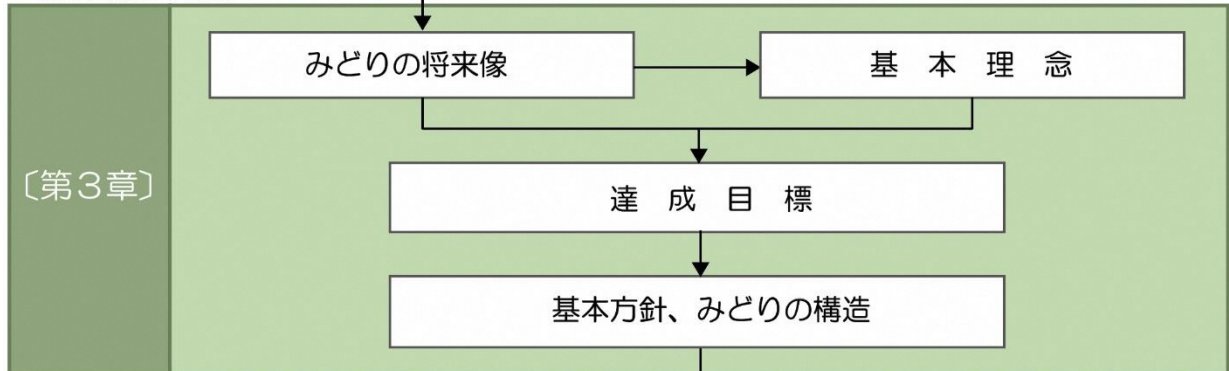
■この計画について



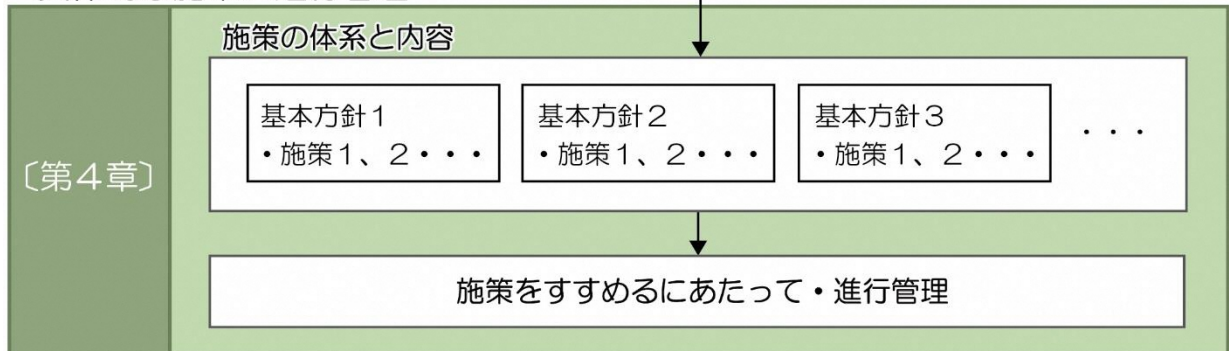
■草津市のみどりの現況と課題



■将来像と方針



■具体的な施策と進行管理



(3) 対象区域と計画期間

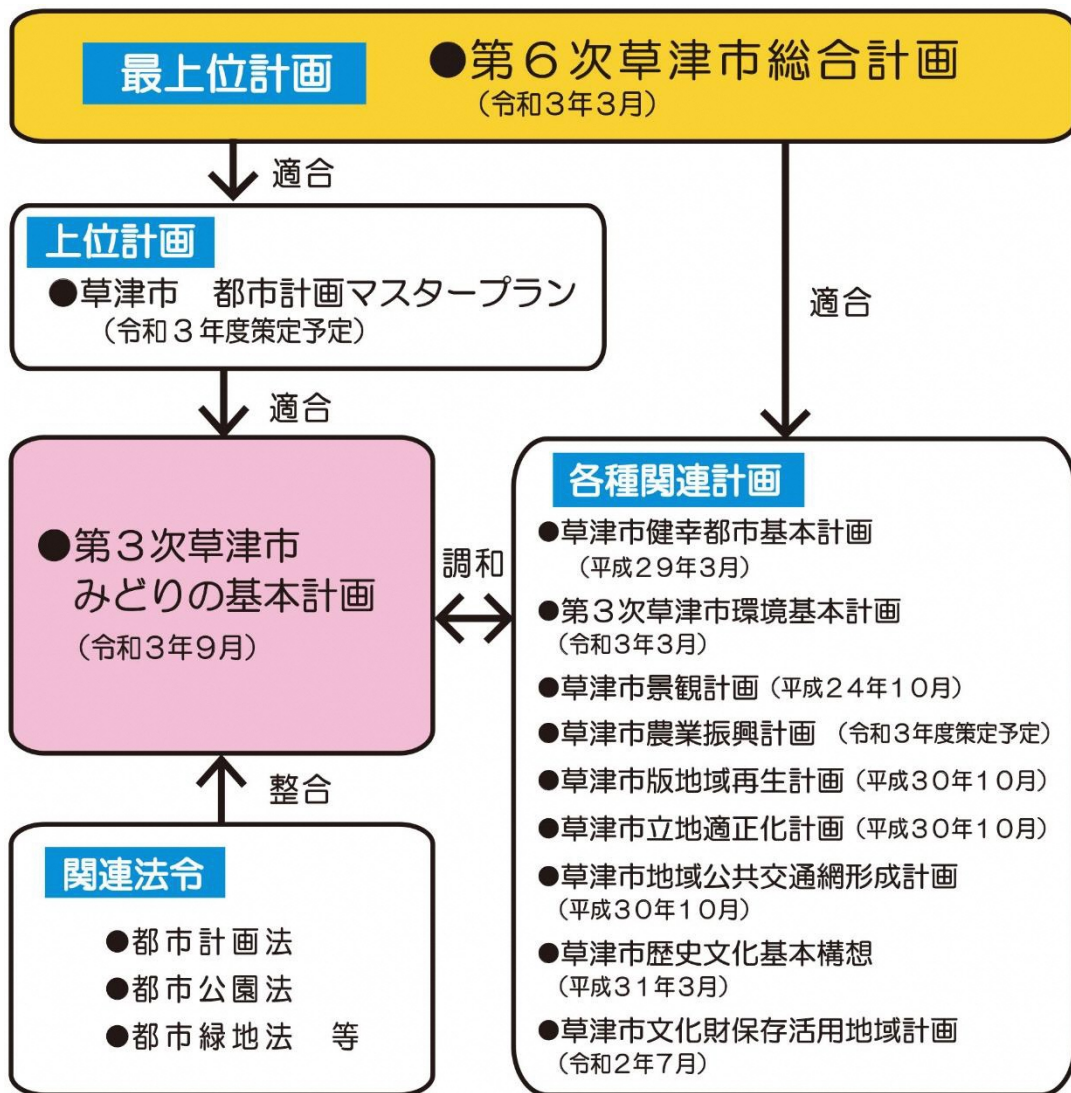
この計画の対象区域は、琵琶湖の湖面部分を除く草津市の全域（4,865ha）とします。

最上位計画となる第6次草津市総合計画との適合を図るため、令和3（2021）年度から令和14（2032）年度までの12年間を計画期間とします。

(4) 上位計画、関連計画との位置づけ

最上位計画となる第6次草津市総合計画、上位計画である草津市都市計画マスタープランに適合しながら、特に、関連性の強い計画である「草津市健幸都市基本計画」、「草津市環境基本計画」、「草津市景観計画」、「草津市農業振興計画」などとの調和を図ります。

図3 本計画の位置づけ



＜第6次草津市総合計画＞

第6次草津市総合計画は、総合的かつ計画的なまちづくりの指針として、草津市の最上位計画に位置付けられており、「基本構想」と「基本計画」で構成されています。「基本構想」では、草津市の目指すべき将来ビジョン（将来に描くまちの姿）が下記のように示されています。

将来に描くまちの姿

ひと・まち・ときをつなぐ

絆をつむぐ ふるさと 健幸創造都市 草津

また、まちづくりの基本目標「魅力あふれるまち」において、公園・緑地についての取組の方向性が示されています。

基本目標：魅力あふれるまち

【公園・緑地】

- 市民・学校・企業・行政の協働によるガーデニング活動を通じて、花いっぱいの魅力的な都市空間をつくり、人々が集まり笑顔が行き交う都市「ガーデンシティくさつ」の実現を図るとともに、都市公園等の公共空間について、市民が快適に利用できるよう取り組みます。
- 草津川跡地公園がにぎわいにあふれ、市民に愛され続けられるよう取り組みます。また、草津川跡地の整備により、周辺地域の魅力を高めるとともに、地域や世代を超えた市民の交流や多様な文化・コミュニティ活動の場づくりを進めます。

「第1期基本計画」では、基本構想に掲げる将来ビジョン、まちづくりの基本目標に基づき、各分野の基本方針、施策などが示されています。「公園・緑地」の分野では、以下のように示されています。

基本方針21-1 ガーデンシティの推進

- 多様なニーズを踏まえた公園・緑地の整備や維持管理を行うとともに、公園等のオープンスペースを拠点としてガーデンシティの実現を目指します。
- 【施策】①公園・緑地の整備、②公園・緑地の活用、③まちなみ緑化の推進

基本方針21-2 草津川跡地の空間整備

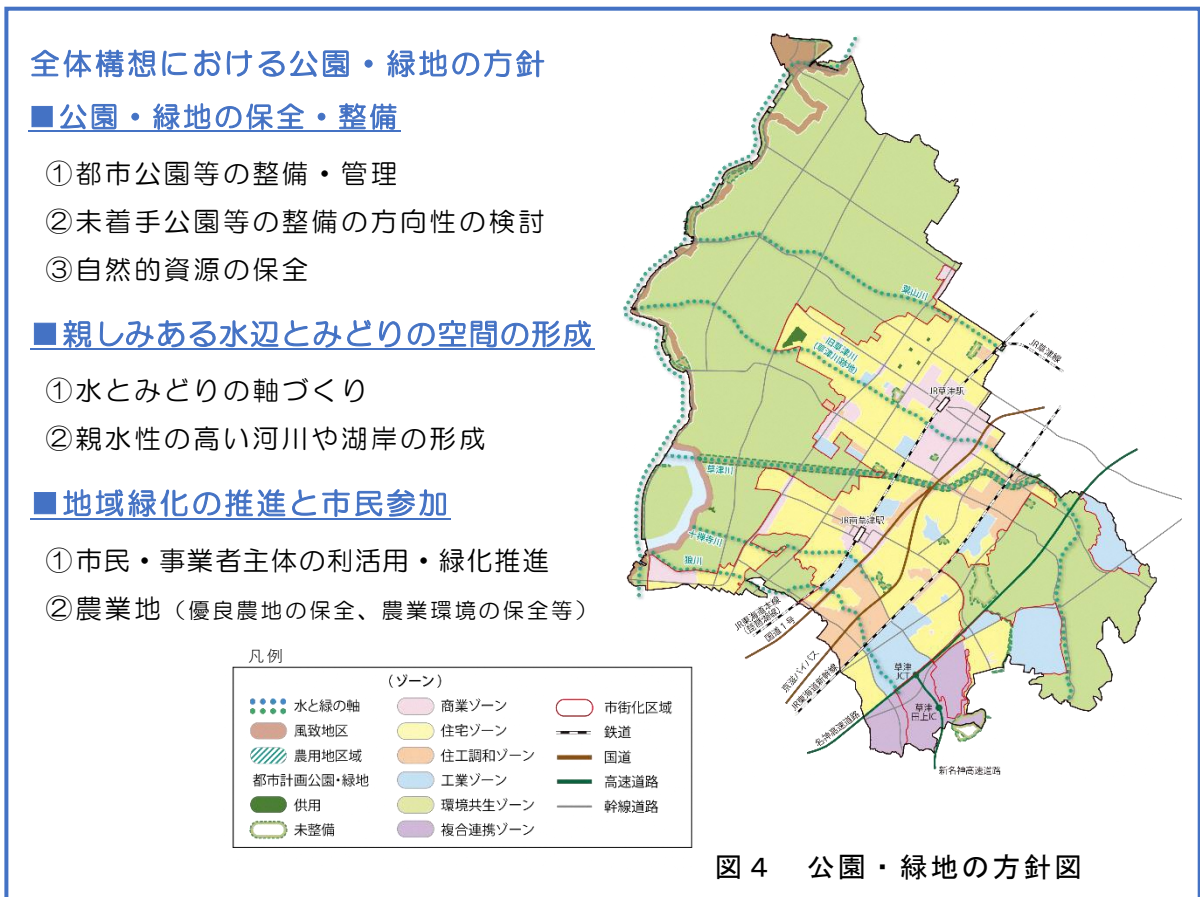
- 草津川跡地を市民の憩いの場や活動の場等として活用するため、多様な市民ニーズを踏まえ、本市の都市価値を高めるための空間整備を図ります。
- 【施策】①草津川跡地の整備

本計画では、上記で示した草津市総合計画の基本構想や基本計画における公園・緑地に関する内容に適合したみどりやオープンスペースなどの将来像や目標、基本方針を定めます。

＜草津市都市計画マスタープラン＞

草津市都市計画マスタープランは、将来の都市構造や各地域の都市づくりの方針などを定めた草津市の都市計画に関する総合的な方針として、草津市の上位計画に位置付けられています。

「全体構想」では、都市づくりの理念を「**市民とともに育み 次世代へつなぐ 利便性と豊かさのある健幸な都市 草津**」とし、都市計画に関連した6つの分野別方針のうち、「公園・緑地の方針」を以下のように示されています。



また、「地域別構想」では「全体構想」に基づき、市内を4つに区分した地域ごとの都市づくりの目標や施策などについて整理しており、「公園・緑地の方針」が示されています。

本計画では、上記で示した草津市都市計画マスタープランの理念、全体構想および地域別構想における「公園・緑地の方針」に適合したみどりやオープンスペースなどの将来像や目標、基本方針を定めます。

(5) みどりに関わる近年の社会動向

みどりを取り巻く環境や社会の動向は、近年世界的に見ても大きな変革の動きがあり、日本においても都市緑地法の改正などにより、公園・緑地のあり方、使い方が変わりつつあります。

近年地球規模で深刻になりつつある気候変動について、今後、有効な地球温暖化対策がなされず二酸化炭素をはじめとした温室効果ガスの排出が続けば、今世紀末の世界平均地上気温は、最大で4.8度上昇すると予測されており、気象災害の発生、健康への影響、生態系や食料への影響など、広い分野に大きな影響を与えるとともに、植生や生きものの分布域の変化など、みどりの分野でも大きな問題となります。

地球温暖化の影響のみならず、森林伐採や人工的な河川改修などの人間活動によっても生きものの生息環境が変化しており、外来種の持ち込みによる生態系のかく乱も含めて、生物多様性の危機は依然として進行しており、緊急の対策が求められる状況にあります。

地球温暖化や生物多様性の危機とも関連する世界的な動きとして、平成27(2015)年に国連総会で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」(いわゆる「SDGs」)が注目されています。「経済・社会・環境」の3つの側面を統合的に解決する考え方がうたわれており、日本においてもあらゆる活動や計画の根底に持つておくべき課題と捉えられます。

本計画では、みどりの将来に対して影響が及ぶ地球温暖化、生物多様性の危機に対して、適切に対応することが必要であり、本計画の施策推進にあたっては、SDGsの目標との関係が明確になるよう配慮しました。

図5 SDGsの17の目標



(6) 本計画で対象とするみどり

「みどり」や「緑地」を表す言葉はいくつかありますが、この計画では以下のように定義づけます。

「緑地」

都市緑地法の定義を踏まえて、樹林地、草地、琵琶湖岸や河川・ため池などの水辺地、岩石地、農地が、周辺の土地と一体となって、良好な自然的環境を形成しているものを言います。広い意味では、学校や公園・道路などの公共施設、民有地などでのガーデニングが施された場所や街路樹なども「緑地」に含みます。

「みどり」

この計画で使う平仮名の「みどり」とは、樹木、草花などの一般的に植物を指す「緑」だけではなく、公園・緑地をはじめ、動物や昆虫などの生き物まで含めた、広い意味で言う場合のものです。



人と自然が共生する環境・みどり
(狼川で戯れる子どもたち)



潤いのある景観をつくるみどり
(烏丸半島の並木道)



質の高い余暇空間を生み出すみどり
(ロクハ公園の並木道)

写真の出典：左側上段 くさつ景観百選（狼川で戯れる子どもたち）
右側上段 くさつ景観百選（烏丸半島の並木道）